
地域防災計画の概要

(中津市地域防災計画 概要版)

中津市防災会議

目 次

1 . 防災計画の体系.....	1
2 . 中津市地域防災計画の概要.....	2
3 . 中津市の特性と災害及び被害の想定	4
(1) 中津市の地形条件、市街地等の特性	4
(2) 計画で対象とする災害	5
(3) 災害及び被害の特性	5
4 . 計画の内容	7
(1) 総則	7
(2) 災害予防計画	8
(3) 災害応急対策計画	10
(4) 災害復旧・復興計画	14
別表：中津市災害対策本部の組織及び事務分掌	
災害対策本部の組織	16
災害対策本部の事務分掌	18

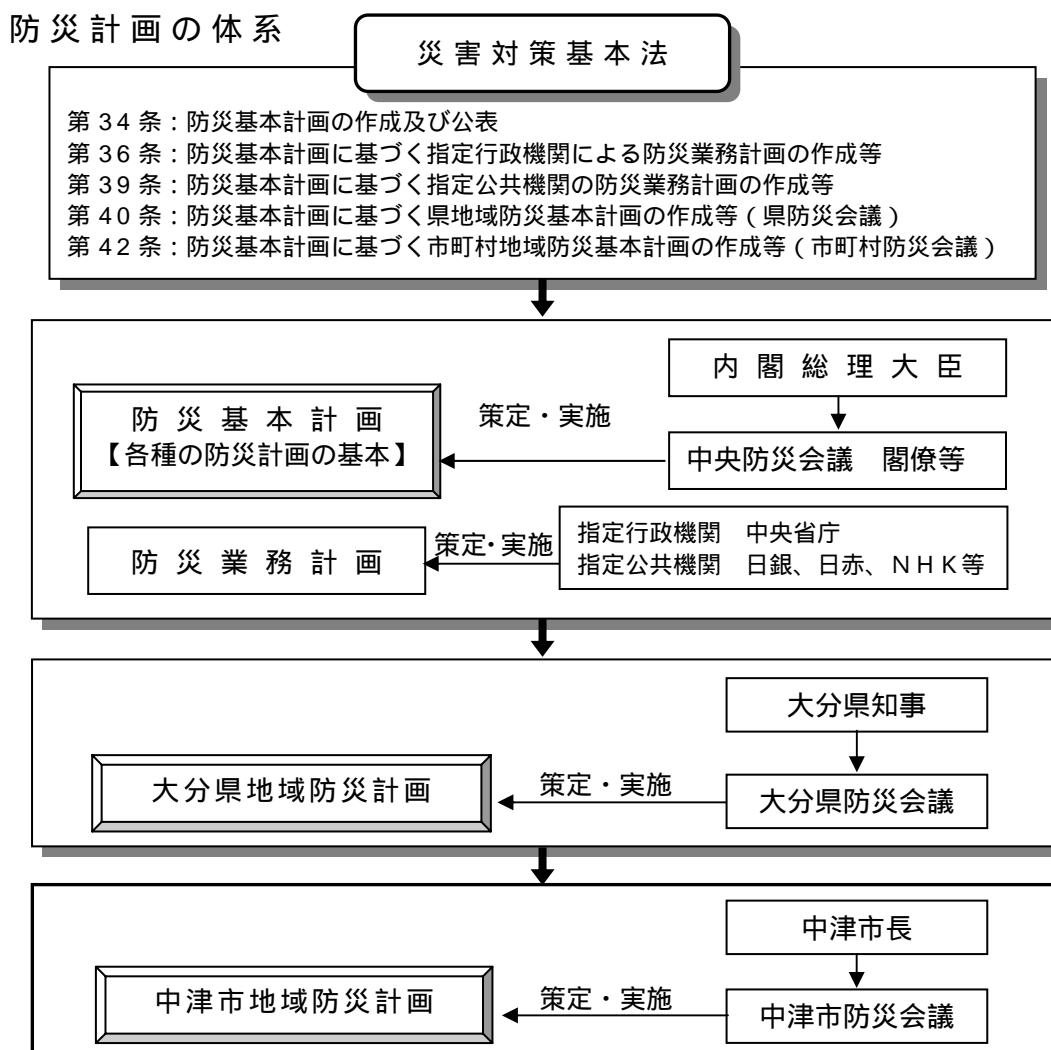
1 . 防災計画の体系

日本の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にあります。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められています。

これまで、災害発生原因の制御、予知、予測と耐災環境の整備に、科学技術の活用と資源の投入が図られてきていますが、災害の根絶には限界があり、時として多大な人命並びに財産を失っています。とくに、震度7を記録し6千3百人を数える死者・行方不明者をもたらした阪神・淡路大震災、最近の福岡西方沖地震、航空機・鉄道事故など、多くの自然災害、事故災害が発生しています。

このような災害の経験を礎に、また近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、防災上必要と考えられる諸施策の基本を定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項の指針を示すことにより、災害に対処する能力の増強を図ることを目的として、以下のような、「防災計画の体系」が構築されています。

「中津市地域防災計画」は、この体系のもと、国の防災基本計画、大分県地域防災計画との整合を図ります。



2 . 中津市地域防災計画の概要

(1) 計画の目的

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、中津市の市域における災害予防、災害応急対策、災害復旧などに関して、中津市や大分県をはじめとした防災関係機関が処理すべき事務などを定めています。

この計画によって、防災活動の総合的で計画的な推進を図り、市民の生命、身体及び財産並びに市域を災害から保護することを目的としています。

(2) 計画策定の基本方針

この計画は、市域の防災に関して、市及び関係機関の業務の体制を確立し、実施責任を明確にしています。

災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図るものです。

計画策定にあたっては、下記の事項を基本としました。

近年の災害の教訓を活かすとともに、予想される災害に対処できる体制を整える
防災事業を推進・促進し、災害に強いまちをつくる
市民の防災意識の向上を図り、地域、事業所・企業などの自主防災体制を確立する
迅速な初動体制を確立する
防災関係機関相互の協力体制の構築を推進する

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があります。それぞれの段階において市、防災関係機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながります。

(3) 計画の理念

「市民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の理念を実現するため、以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結びつけながら防災対策を総合的に推進していきます。

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| 災害予防 | ・市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進 |
| 災害応急対策 | ・迅速かつ的確な災害応急対策の実施 |
| 災害復旧・復興 | ・すみやかな復旧・復興の推進 |

(4) 計画の構成

この計画は、次の4部構成としています。

総則 風水害等その他の災害対策編 地震・津波対策編 資料編
--

また、それぞれの災害対策については、以下の項目で構成しています。

災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧・復興計画

なお、「地震・津波対策編」では、「東南海・南海地震防災対策推進計画」を盛り込んでいます。

各災害対策についての基本方針は、以下のとおりとしています。

災害予防	「災害に強いまちづくり」 「災害に強い人づくり」 「迅速かつ円滑な災害応急対策の事前措置」
災害応急対策	「迅速・的確な災害応急対策の遂行」 「地域の自主防災活動」 「災害時要援護者への配慮」 「多様な方法を用いた情報の提供」
災害復旧・復興	「市民の意向の尊重」 「現状復旧にとどまらない、再度の災害防止」 「計画的な災害復旧・復興」 「被災者・被災事業者の立ち直りのための支援」

(5) 計画の修正

本計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、今後必要に応じて修正を加えていきます。

(6) 計画の周知、習熟

市及び各関係機関は、平素から防災意識を持ち、教育、訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟に努めるとともに、必要と認められる事項について、市民に周知していきます。

3 . 中津市の特性と災害及び被害の想定

(1) 中津市の地形条件、市街地等の特性

中津市の地形は、市域のほとんどが一級河川山国川の流域に属し、下流域は周防灘に面する平坦地、中・上流域は山間地となっています。

沿岸平坦地は干拓でできたところもあり、土地が低く、地盤も軟弱なところがあります。人口が集中している中津地域の市街地では、山国川の氾濫が起きた場合に浸水する可能性が高いところが広く存在しています。

市域の外周には犬ヶ岳、英彦山など1,000mを超える標高の高い山があるほか、中央部一帯も500～800mの山地が連なっており、森林・原野面積は、市域の約77%を占めています。この広大な流域から山国川に短時間で雨水が集まり、洪水を起こす可能性があります。

山間地の奇岩と紅葉で知られる「耶馬溪」も災害という点からは、がけ崩れ、山崩れや鉄砲水の出る危険渓流が多い特徴を持っていると言えます。本耶馬溪地域には土石流危険渓流が多く存在しています。

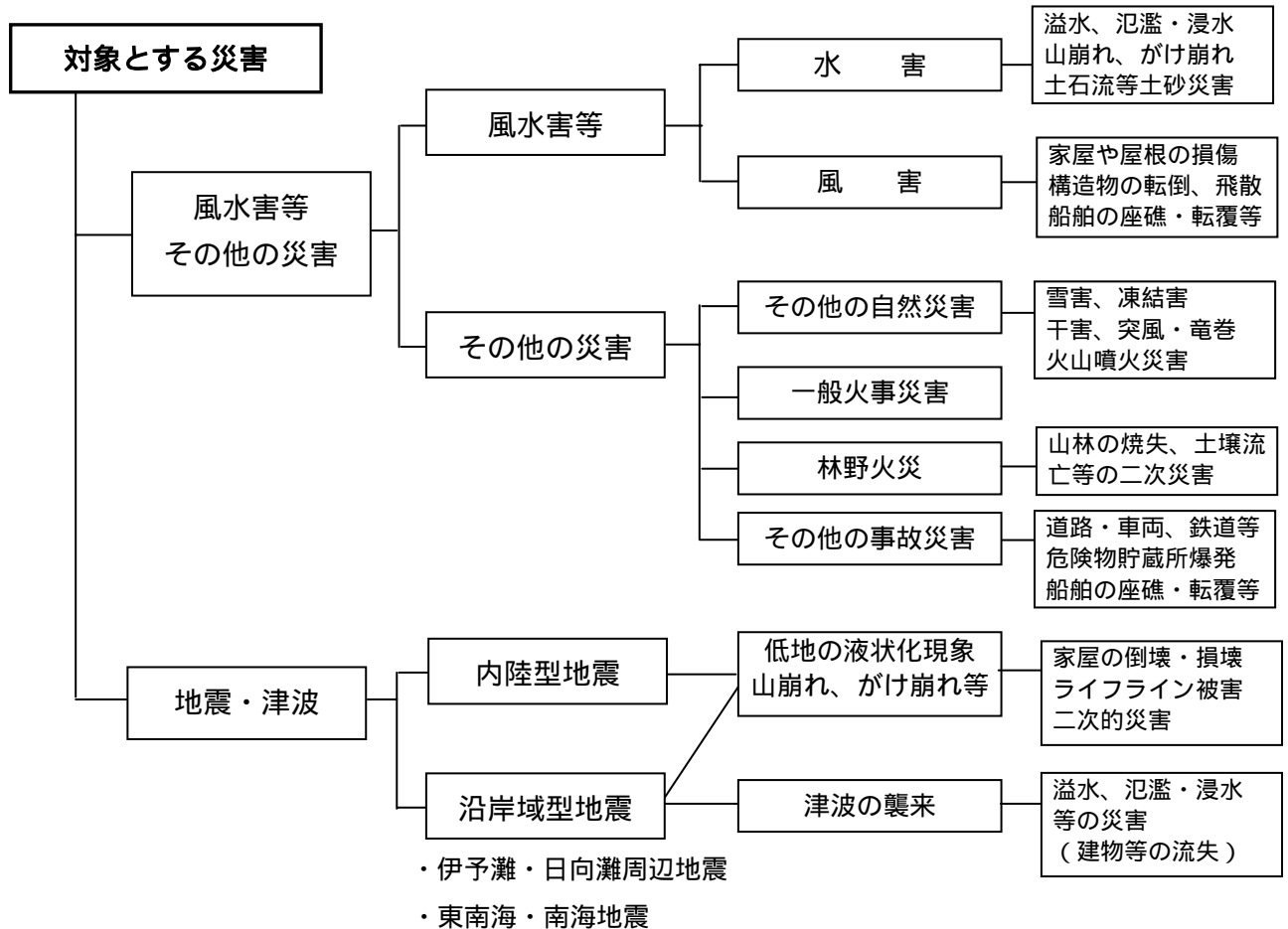
中津地域の市街地は、土地区画整理事業等により整備されてきているものの、旧市街地は城下町としての特色を残し、狭い道路、建物の老朽化などにより、大規模火災、地震等の災害対策上問題となる箇所があります。

また、周辺山間部では、山あいには農山村集落が点在しており、とくに高齢化が進んでいるところでは、ほかに迂回する道路が無いなどのため、災害発生時に孤立するおそれもあります。さらに、がけ崩れや土石流の危険がある山腹・斜面の下に集落が形成され人家があるところも多く、長雨による地盤の崩壊と地震とが同時に発生した場合には、予想できない被害が発生するおそれがあります。

このように、本市の地形、市街地・集落の状況は、必ずしも災害に強いとはいえない現状があり、十分な予防対策、万が一の場合の応急対策を地域ごとの特性に応じて、講じておく必要があります。

(2) 計画で対象とする災害

本計画では、中津市において今後発生し、又は影響を受けると想定される「風水害」と「地震・津波」及び「その他の災害」を対象としています。



(3) 災害及び被害の特性

[1] 風水害

気象災害の約 9 割は、台風、梅雨、低気圧（前線）の大雨による水害・土砂災害です。主要河川改修が進んだため氾濫は少なくなっていますが、河川は、流路が短く、勾配も急であるため、洪水到達時間が短いので、注意が必要です。

(豪雨災害)

梅雨期などの前線停滞期には、断続的に激しい雨が降り、長期間にわたることもしばしばです。このため、河川が増水し氾濫のおそれが生じるとともに、地盤が緩み、土砂災害の危険性が高まります。

がけ崩れ、山崩れ、土石流などの土砂災害の危険性が高いのが本市の中山間部の特性です。集中豪雨は山腹斜面での上昇気流等によって起きるといわれており、山地ではどこで、いつ、土砂災害が起きるかわからないという危険性ははらんでいます。

(台風)

大分県は台風の常襲地帯であり、本市付近にも毎年3～4回台風が通過します。台風の時には、暴風・強風と短時間の集中豪雨が発生します。このため、強風による家屋の破損や電柱、ビニールハウスの倒壊、屋根や看板等の飛散、構造物等の倒壊、河川の急激な増水や市街地内の局所的な浸水被害などが起きています。

[2] 地震・津波

地震は、昭和50年の大分中部地震のような内陸部の活火山地帯を震源とする地震と、海底地下が震源となる伊予灘・日向灘周辺、四国沖の南海トラフで起きると予想されている南海地震とが本市に災害をもたらすと予想されます。

(内陸型地震)

大分県は火山地帯を抱えており、昭和50年には多くの被害を出した「大分県中部地震」が発生しました。本市は、火山地帯から離れた位置にありますが、強い振動により山腹・斜面が崩壊したり、海岸に近い平坦地などで地盤の液状化現象(地盤の不同沈下等)が起きる可能性があります。

(沿岸域型地震)

地震予知連絡会は、昭和53年に「伊予灘及び日向灘周辺」を特別観測地域に、また、平成15年12月には、21世紀前半中に発生する可能性が高いと懸念される「東南海・南海地震に関わる防災対策特別措置法に基づく対策推進地域」にそれぞれ指定し、本市は「東南海・南海地震に関わる防災対策特別措置法に基づく対策推進地域」に入っています。

海洋の地殻で起きた地震は、海面の隆起・沈降で津波を発生させ、陸域の沿岸部に津波を襲来させます。最新の予測では、最大通常海面より1～2m高い波が押し寄せる可能性が指摘されており、満潮時などに襲来した場合には、堤防を越えて市街地内に海水が浸入するおそれがあります。ただし、南海地震の予想発生域から本市は離れており、津波到達まで1時間近くあるため、津波予報等に注意して早期の避難等をすれば人的被害の回避は可能と考えられます。

[3] その他の災害

(少雨・乾燥に伴う災害、干害)

冬～春季に雨が少ない場合、乾燥状態になり、林野火災の発生や家屋密集地での火災拡大のおそれがあります。また、ダムの貯水量が減った場合には、飲料水、生活用水、農・工業用水への影響が懸念されます。

(火山噴火災害)

本市の近くには活火山が無いいため直接の影響を受けることは少ないと思われませんが、本市の地質が阿蘇山や県内の火山の噴出物からできていることを考えると、噴石・降灰被害の可能性は否定できません。とくに農作物への被害が考えられることから、火山情報に注意する必要があります。

(危険物、交通機関事故災害)

近年危険物貯蔵施設の爆発事故や交通機関の転覆・脱線事故等が全国各地で起きており、本市においても、そのような事故の可能性を想定した対応が必要です。

4 . 計画の内容

(1) 総 則

中津市域に係る災害に対処するため、市及び防災関係機関その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務または業務の大綱を示すとともに、防災対策の推進方向を定めています。

[1] 災害対策本部の設置と組織体制

本市において、災害が発生した場合、または発生するおそれが高い場合には、「中津市災害対策本部」を設置し、市職員が対策班を組織し、災害・被害情報の収集、伝達、救助・救護対応、避難所の開設等多岐にわたる災害対策業務に携わります。

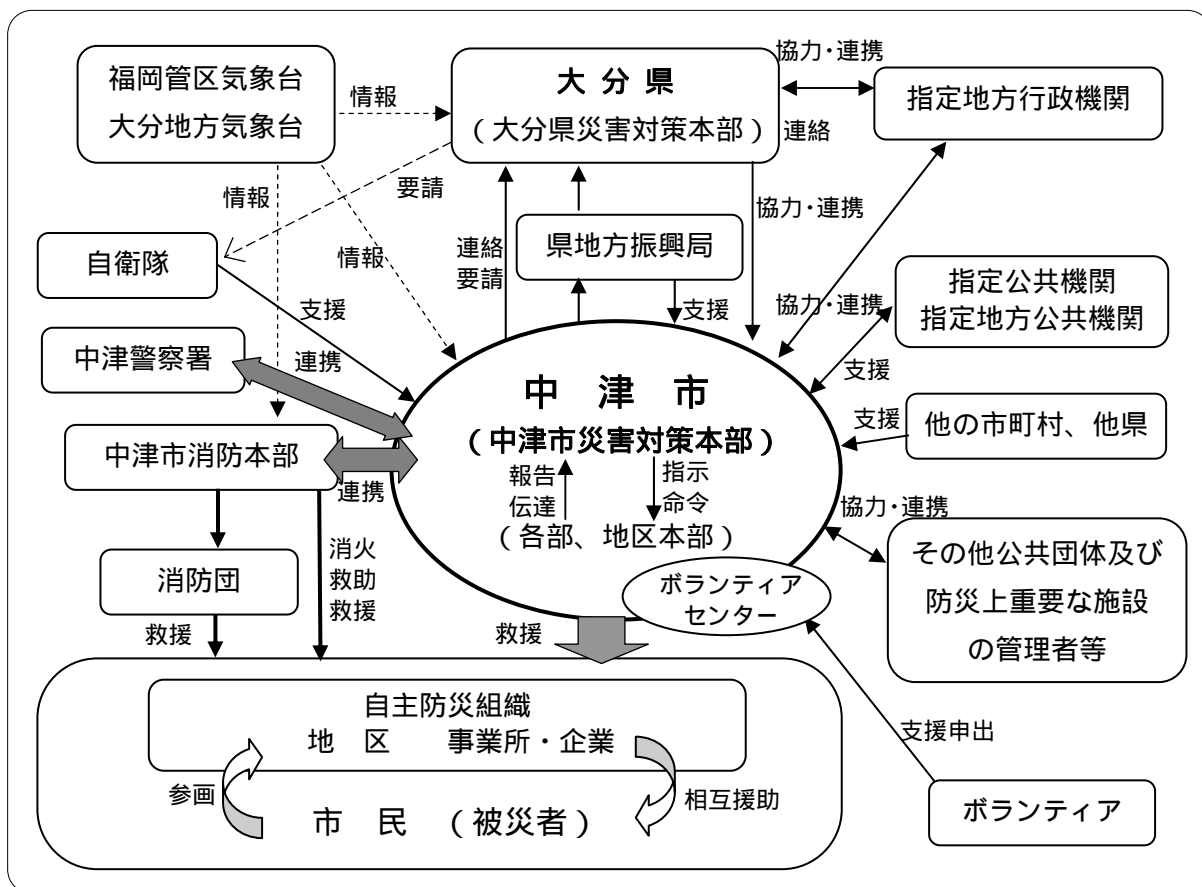
本計画では、市職員の災害時における事務等の分担を定めるとともに、「組織計画」「活動計画」を立てています。

[2] 中津市と防災関係機関との連携

災害時において、市は、県及び指定地方行政機関、指定地方公共機関（中津医師会及び報道機関、運輸関係事業所など）と協力・連携して防災業務に当たることとしています。場合によっては、自衛隊の応援を依頼する計画となっています。

これらについては、「処理すべき事務又は業務の大綱」に詳細に定めています。

災害発生時の組織概略



(2) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための事前措置について定めています。

災害に強いまちづくり、人づくりをめざし、防災意識の啓発、防災知識の普及及び防災施設の整備などの災害予防措置を計画します。

本計画では、下記の事項をまとめています。

災害に強いまちづくり
災害に強い人づくり
迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

[1] 災害に強いまちづくり

総合的な治山・治水対策をはじめ、河川、砂防施設及び公共下水道施設等の整備を進めるとともに、都市・建築物対策を推進し、風水害・その他の災害に対する事前の計画的な予防措置を進めます。

被害の未然防止対策

災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、港湾事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の保全事業、都市の防災対策事業及び道路の災害対策事業などを計画的かつ総合的に推進します。

災害危険区域の対策

災害の発生する恐れのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その地域の調査結果を適宜積極的に周知していきます。

なお、周知するにあたって、危険箇所・区域ごとに地域住民と協議し、その対応方策を含む総合的な警戒避難体制を検討していきます。

公共施設等の災害予防

上・下水道、電力、ガス、通信などのライフライン施設は、都市・地域生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受け、機能麻痺に陥った場合の影響は極めて大きいため、それらの被害を最小限に止める予防策として耐震化を推進します。

[2] 災害に強い人づくり

本対策は、市、消防機関並びに防災関係機関及び市民が主体となって取り組む対策です。市民の役割と基本的な防災知識を高めることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業などすべての組織が関わり、災害時の防災対応力を向上させることを目的とします。

防災訓練の実施

防災関係機関相互の緊密な連携と協力体制を確立し、各種の災害を警戒防御し、これにより被害の軽減に努め、防災意識の普及、技術向上を図ることを目的に、防災訓練を実施します。

また、地震については、様々な想定状況のもと、生じる問題点・課題を明確化し、関係機関相互の連携のあり方等を習得することを目指した訓練を実施します。

自主防災組織の結成促進

隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動が行える体制を確立するため、自主防災組織の結成を促進します。

災害弱者の安全確保

高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者、観光客、外国人等、災害への対応能力が弱い人の安全確保とその防災活動の支援を積極的に行います。

[3] 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」を柱とする各種の事前措置を推進します。

初動体制の強化

突然発生する災害に、迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報を災害発生後素早く把握し、所要の体制をできるだけ早く確立する必要があり、次の点を重点に初動体制の強化を図ります。

(1) 職員の動員配備対策

防災担当職員の携帯電話へ一斉に参集メールを配信することなどにより、常に呼び出し可能な体制を整えていきます。

(2) 職員用の初動マニュアルの整備

防災担当職員及び一般職員が円滑に初動体制に着けるよう、「職員用災害初動マニュアル」を配布し、緊急時に対応できる体制を整えていきます。

活動体制の確立

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するために、対策の前提となる活動体制を整えておく必要があり、次の点を重点に活動体制の確立を図ります。

(1) 物資、資機材の確保体制の充実

(2) 応援体制の強化

(3) 交通確保・緊急輸送体制の充実

(4) 広報広聴体制の充実

(3) 災害応急対策計画

災害が発生し、あるいは、災害が発生するおそれがある場合における、被害の拡大を防ぐための応急対策、初動体制についての計画を策定しています。

本計画では、下記の事項をまとめています。

活動体制の確立に関する計画 生命・財産への被害を最小限とするための活動計画 被災者の保護・救護のための活動計画 社会基盤の応急対策計画
--

[1] 活動体制の確立

組織体制

災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合において、当該災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための必要な処置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災機関が、その機能のすべてをあげて対処できるようにしなければなりません。そのため、それぞれの事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備します。

また、あらかじめ指定された職員は、勤務時間外などに震度4以上の地震警報や津波注意報に接したときは、参集基準に従い、ただちに登庁するか、もしくは困難な場合には、最寄りの避難所などに自主的に参集します。

市職員の非常配備体制

災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合は、災害予防対策及び災害応急対策を強力に推進するため、職員の非常配備体制をとることができるようにしています。

災害対策本部の組織体制(配備基準)及び各対策班の所掌事務は、巻末別表のとおりです。

災害に関する情報の収集・伝達

災害に関する予警報等及び災害情報は、災害応急対策の万全を図る上において欠くことのできないものであることから、その受領及び伝達を迅速かつ的確に行うための系統について定めています。

災害・被害情報等の報告、収集・伝達

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、市は、関係機関の協力を求めて、積極的に情報(被害状況)を調査収集します。

応援要請・協力体制の確立及び自衛隊の災害派遣要請

災害が発生した場合において、迅速かつ効率的な災害応急対策又は災害復旧を実施するため必要と認めるときは、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び他の地方公共団体の応援を求めます。

必要に応じ、大分県が保有する防災ヘリコプター「とよかぜ」の緊急運航を要請します。
また、収集した災害情報・被害情報、災害対応状況を基に人命及び財産を保護するため必要があるときは、県知事を通じて、自衛隊指定部隊の長に対し災害派遣を要請します。

ボランティアとの連携

災害の規模によっては、市内外を問わず多くの善意の支援が寄せられることが予想されるため、社会福祉協議会と協議連携し、災害ボランティアセンターを設置します。センターは、ボランティア活動に関する総合調整活動を支援し、また、被災状況、避難場所、必要な救援活動などの情報を提供します。

交通の確保

災害が発生した場合は、道路の破損、決壊、橋梁流失、その他交通に支障をおよぼすおそれのある箇所を早急に把握し、災害応急対策及び資機材の輸送を円滑に行うため、緊急に復旧を要する道路から順次応急復旧を行います。

災害時の広報

災害時における広報は、人心の安定、パニック等の混乱の防止及び社会秩序の維持を目的として、市民及び報道機関に対し、被害状況、応急措置の実施状況等を迅速かつ的確に周知します。

[2] 生命・財産への被害を最小限とするための活動計画

災害に関する情報の住民への伝達等

気象台や県等から警報の発表について伝達を受けたとき及び、災害が発生するおそれがあると判断した場合は、防災行政無線、広報車等を用いて、住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図ります。

避難の勧告・指示及び誘導

市長は、住民の生命・身体に危険がおよぶと判断したときは、その地域の住民に対して次のような避難措置を講じます。また、その際には、避難すべき理由、避難の経路及び避難先等を明らかにします。

次の場合に、事前避難（勧告）、緊急避難（指示）を発令します。

- (1) 大雨、暴風、洪水の警報が発令され、避難を要すると判断されるとき。
- (2) 河川が警戒水位又は特別警戒水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
- (3) 山崩れやがけ崩れによる危険が切迫していると認められるとき。
- (4) 火災が風下に拡大するおそれがあるとき。
- (5) その他の諸般の状況から人命保護上必要と認められるとき。

[風水害時の避難の勧告・指示の基準]

前日まで雨量がない場合	当日の雨量が 150mm を超え、時間雨量 30mm 程度の強い雨が降り始めたとき。
前日までの連続雨量が 40mm から 100mm あった場合	当日の雨量が 100mm を超え、時間雨量 30mm 程度の強い雨が降り始めたとき。
前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合	当日の雨量が 80mm を超え、時間雨量 30mm 程度の強い雨が降り始めたとき。
・ 土石流発生監視装置の各観測地点の実効雨量が警戒基準雨量、避難基準雨量を超過したとき	

救出救助

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の搜索、救出は、市、消防本部・消防団、警察官及び海上保安官が実施します。救出救助の実施が困難と認められるときは、自衛隊の派遣要請を県に依頼します。

緊急医療活動

災害により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合、医師会・歯科医師会等の協力を得て、すみやかに緊急医療活動を実施します。

被害の拡大防止

災害後の降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、所管施設の点検・応急措置、危険地域の点検・パトロール等を行い、二次災害を防止します。また、二次災害の危険性について、地域住民へ注意を呼びかけます。

[3] 被災者の保護・救護のための活動計画

避難所の設置運営

(1) 避難所の開設と周知

学校、公民館等のあらかじめ定めた既存建物に、避難場所を開設します。これらの適切な施設が得がたいときは、野外にプレハブを仮設し、又はテントを借り上げて設置します。また、すみやかに被災者や警察官等関係者にその場所を周知し、収容すべき者を誘導し保護します。

(2) 避難者名簿の作成公表及び要援護者等の把握

市は、すみやかに避難所ごとに避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表します。また、要援護者の把握調査を開始し、遅くとも1週間後を目途に福祉サービスの提供ができるようにします。

(3) 避難所の運営管理体制

避難所開設後早期に避難施設の施設責任者、避難住民代表者と協議して、避難所の運営管理チームを設け、円滑な運営管理を図ります。

特に、トイレの確保、清掃等生活環境の面に注意を払い、避難が長期化した場合等には、

必要に応じてプライバシーの確保に努めます。

飲料水・生活用水、食糧及び生活必需品等の調達・供給

災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない被災者のために給水を行います。

また、食糧の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に一時的な炊き出しや必要な食糧品の供給を行います。

被災者に対し、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他の生活必需品の一時的な貸与を行います。被害救助法適用の場合、関係防災機関の協力を求めて実施します。

保健衛生、防疫等に関する活動

被災地において、伝染病のまん延を防止するため、消毒等の防疫、ごみの収集及びし尿汲み取りを主体にすみやかに実施します。また地域住民に対し健康診断等を行います。

児童生徒等の生命、身体及び文教施設の災害からの保護

災害が発生し、または発生する恐れのある場合は、休校措置、下校の際の危険防止対策、学校施設の確保等を行います。施設が被災した場合には、応急修理の実施や分散、二部授業などを検討します。

高齢者・障がい者・要保護児童等に対する災害時福祉サービスの的確な遂行

平常時から福祉サービスの提供を受けている方に加え、災害を契機に新たに要援護者となる方を対象に、避難所への移動、社会福祉施設等への緊急入所、在宅福祉ニーズの把握等を行います。

生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供や物資の確保、介護職員等の派遣等必要な措置を講じます。

また、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行います。

[4] 社会基盤の応急対策計画

電気、ガス、上・下水道、電話の災害時の応急対策

社会生活に欠かせないこれらの社会基盤が被害を被ったときには、各事業者並びに市は、二次災害の防止及び早期復旧に努めます。

道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策

道路等の社会基盤は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与えます。これらの各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努めます。

農業対策

災害による農地、農業用施設、農作物、家畜及び林産物等に対する被害防止並びに被害の軽減は、JAや県に対し技術の指導を求め、地元農業団体の協力を得て実施します。

(4) 災害復旧・復興計画

災害発生後の、被災した諸施設の復旧及び将来の被害に備えるための事項についての計画を策定しています。

被災後、一刻も早く施設、産業、被災者の復旧・立ち直りがなされ、災害を教訓にしてより災害に強いまちを後世に残していくことを目的とした復興がなされる必要があります。

次の点に留意して、すみやかな復旧・復興を図るための方向を定めます。

市民の意向を十分に尊重した災害復旧・復興を行うこと
現状復旧にとどまらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
復興後のまちの姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
被災者、被災事業所が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

本計画では、下記の事項をまとめています。

がれきの処理に関する計画
公共土木施設の災害復旧
被災者、被災事業者の災害復旧・復興の支援
災害復旧に伴う財政援助

[1] がれきの処理に関する計画

がれきや浸水廃棄物などの早期処理のため、仮置き場、最終処分地を確保し、処理に当たります。処理に当たっては、適切に分別し、可能な限りリサイクルに努めます。また、環境汚染防止や作業員の健康管理に留意して行います。場合によって広域の応援を求めます。

[2] 公共土木施設の災害復旧

被災した道路、下水道、河川、橋梁など公共土木施設について、災害復旧事業を施行します。また、農林水産業施設、学校施設など、緊急度を考慮して短期間での完全復旧を目指します。

[3] 被災者、被災事業者の災害復旧・復興の支援

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、必要に応じて相談窓口を設置して、次のような業務を行います。

- [1] 被災窓口の設置
- [2] 各種専門分野での相談
- [3] 情報の提供

災害により被害を受けた市民の生活を確保し、市民生活の早期回復を図ります。

- ・ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付
- ・ 被災者生活再建支援金の支給（生活関係経費、居住関係経費）
- ・ 住宅資金の貸付、簡易保険契約者に対する非常貸付け等
- ・ 被災者に対する職業のあっ旋
- ・ その他被災者に対する減免措置（国民健康保険の一部負担金、市税の減免、徴収猶予等）

災害により被害を受けた事業者の事業活動を確保し、生産力の回復と経営の安定を図り、経済活動の早期回復を図ります。

- ・ 中小企業関係の融資
- ・ 農林漁業関係の融資

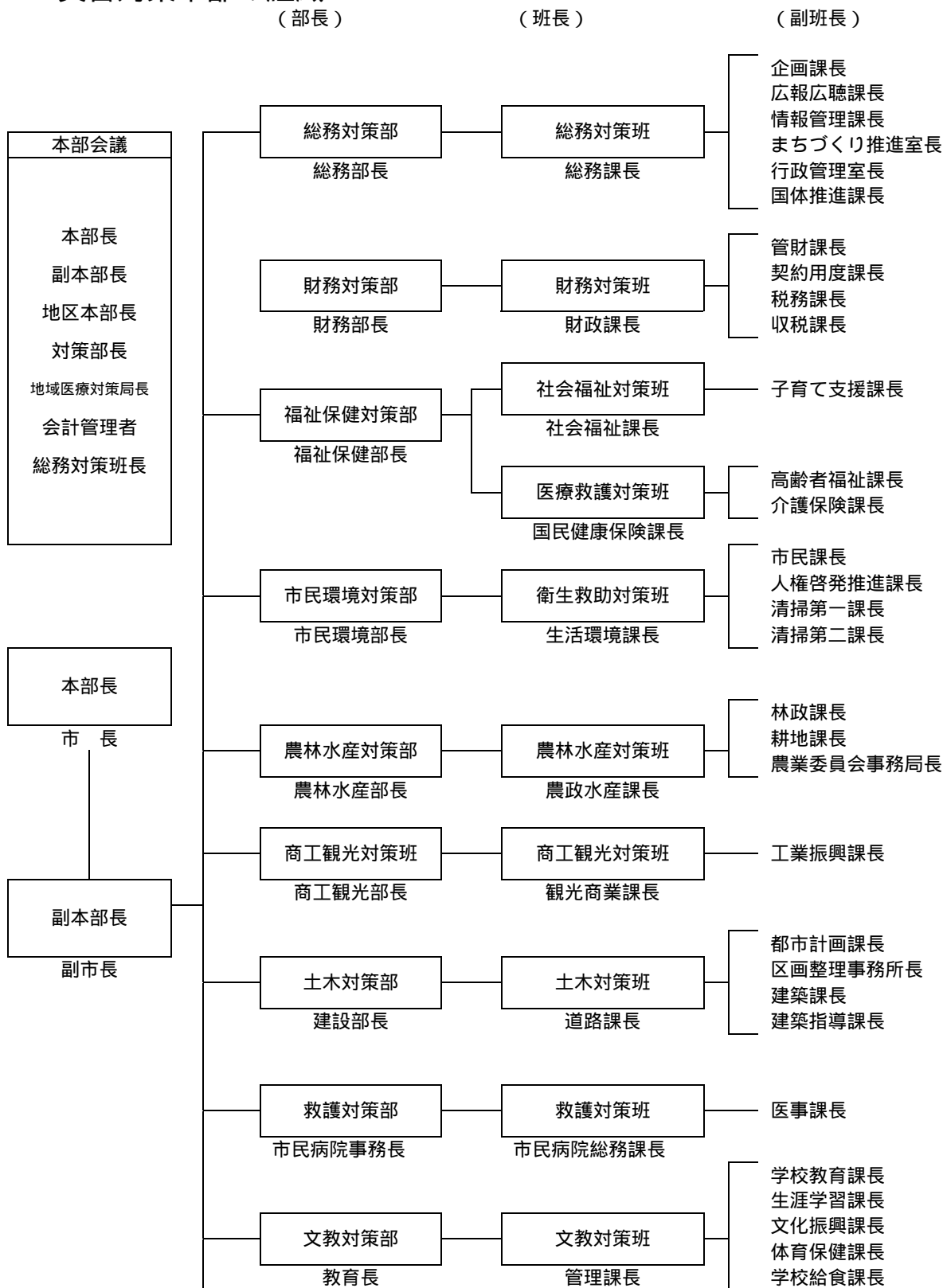
[4] 災害復旧に伴う財政援助

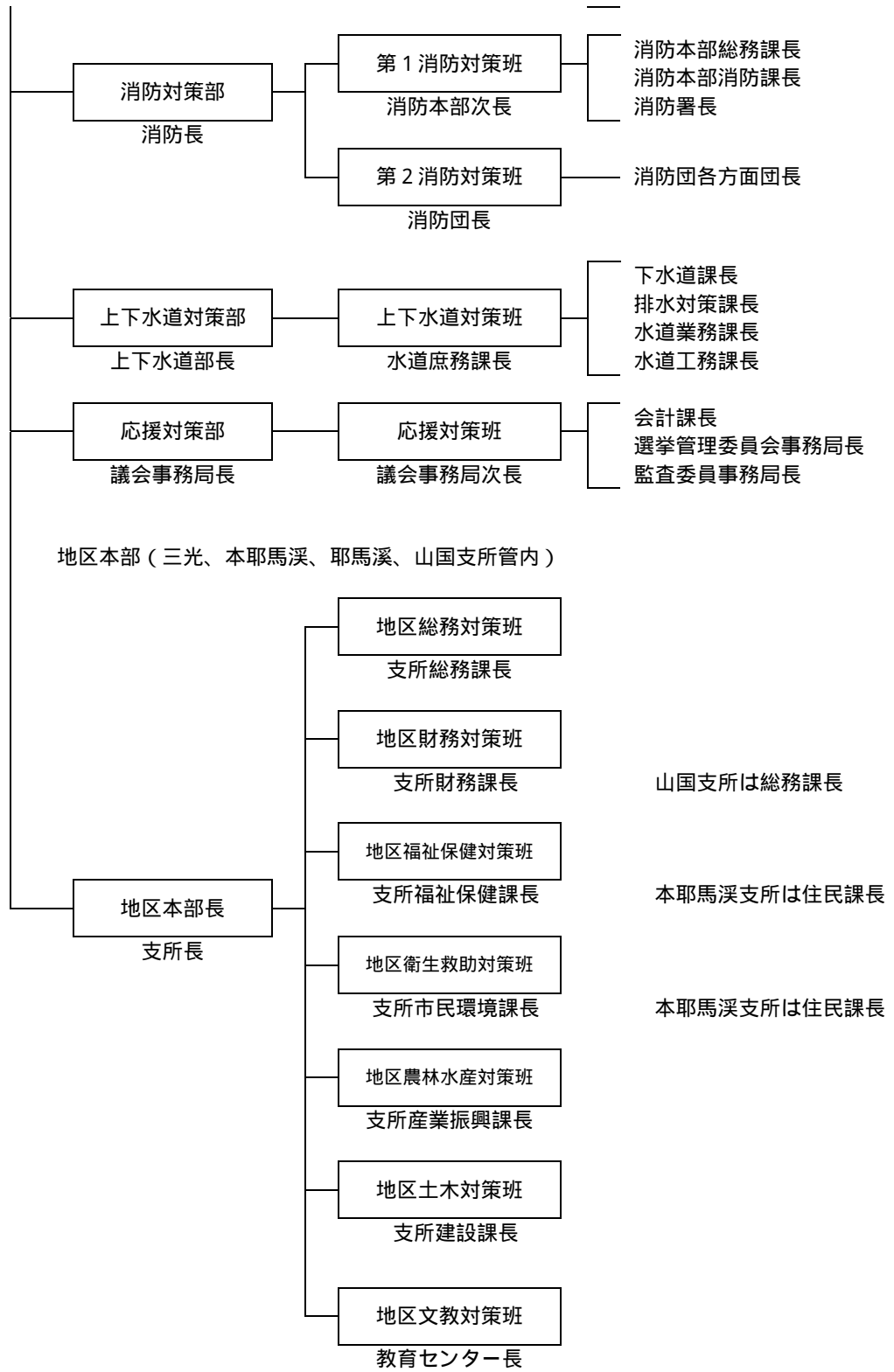
災害が発生した場合、すみやかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努め、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担若しくは補助して行われる災害復旧事業、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき援助される事業を早急に実施します。

別表：中津市災害対策本部の組織及び事務分掌

災害が発生した場合は、市役所に災害対策本部を設置し、地域防災計画に基づいて災害に対応します。

災害対策本部の組織





備考 各班の班員は、所属する職員とする。

災害対策本部の事務分掌

総務対策部	総務対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 中津市防災会議及び地方指定行政機関との連絡等に関すること。 2 災害に関する情報の収集及び伝達並びに被害状況等の報告及び公表に関すること。 3 災害見舞、視察者の応接に関すること。 4 本部会議に関すること。 5 自衛隊その他関係機関に対する援助要請に関すること。 6 自治会その他各種団体等の協力活動に関すること。 7 特別配置の場合における全職員の動員に関すること。 8 労働力の応援要請及び供給に関すること。 9 気象警報等の収集及び伝達に関すること。 10 大分県防災無線の管理運用に関すること。 11 各対策部との連絡調整に関すること。 12 市民に対する災害情報の広報に関すること。 13 報道機関に対する情報提供及び連絡に関すること。 14 災害写真の撮影及び災害記録映画の作成に関すること。 15 その他総務対策に関すること。
財務対策部	財務対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う財政措置全般に関すること。 2 市有公共施設の被害調査、応急対策及び復旧計画に関すること。 3 応急対策時における庁内管理車両の配備及び使用に関すること。 4 災害対策用臨時電話等の設置に関すること。 5 災害による市税に関すること。 6 緊急物品の購入に関すること。 7 災害対策に係る現金の出納に関すること。 8 班の被害調査及び報告に関すること。 9 その他財務対策に関すること。
福祉保健対策部	社会福祉対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉関係施設の被害調査、応急対策及び復旧計画に関すること。 2 被災者に対する食糧品、被服寝具その他生活必需品の給付及び炊出しに関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 班の被害調査及び報告に関すること。
	医療救護対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関と協力し、被災者に対しての医療及び助産に関すること。 2 救護所の設置に関すること。 3 班の被害調査及び報告に関すること。 4 その他医療救護対策に関すること。

市民環境対策部	衛生救助対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救助に関すること。 2 救助物資、見舞金等の受理及び配分に関すること。 3 避難所及び応急仮設住宅への誘導に関すること。 4 被災地域の防疫に関すること。 5 被災地域の清掃に関すること。 6 応急対策時における清掃車両の応援出動に関すること。 7 死者の収容及び埋火葬に関すること。 8 被災世帯の調査及びその他災害関係の調査に関すること。 9 班の被害調査及び報告に関すること。 10 その他衛生救助対策に関すること。
農林水産対策部	農林水産対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地、林業、畜産、水産、農業施設及び農業用排水路の被害調査、応急対策及び復旧計画に関すること。 2 農作物、水産物等の被害調査及び復旧計画に関すること。 3 ため池及び農業用施設の水位の通報、監視及び警戒に関すること。 4 市の管理河川、排水路等の被害調査、応急対策及び復旧計画に関すること。 5 班の被害調査及び報告に関すること。 6 その他農林水産対策に関すること。
商工観光対策部	商工観光対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工観光関係施設の被害調査、応急対策及び復旧計画に関すること。 2 被害を受けた中小企業者に対する融資斡旋に関すること。 3 班の被害調査及び報告に関すること。 4 その他商工観光対策に関すること。
土木対策部	土木対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧計画に関すること。 2 都市計画関係の被害調査、応急対策及び復旧計画に関すること。 3 市営住宅等市有建築物の被害調査、応急対策及び復旧計画に関すること。 4 災害復旧対策に必要な資器材の確保に関すること。 5 被害地への資器材の運搬に関すること。 6 班の被害調査及び報告に関すること。 7 その他土木対策に関すること。
救護対策部	救護対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療に関すること。 2 班の被害調査及び報告に関すること。 3 その他医療救護対策に関すること。

文教対策部	文教対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校関係、文化財その他教育関係施設の被害調査、応急対策及び復旧計画に関すること。 2 児童生徒の災害調査及び避難対策に関すること。 3 班の被害調査及び報告に関すること。 4 その他文教対策に関すること。
消防対策部	第1消防対策班 第2消防対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の警戒防備に関すること。 2 火災や気象警報に関すること。 3 警察その他関係機関と協力し、避難の指示、勧告及び誘導に関すること。 4 被災者の救出に関すること。 5 災害箇所の応急対策に関すること。 6 班の被害調査及び報告に関すること。 7 部内の連絡に関すること。 8 その他消防対策に関すること。
上下水道対策部	上下水道対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道関係施設の被害調査、応急対策及び復旧計画に関すること。 2 飲料水の確保に関すること。 3 下水道施設の被害調査、応急対策及び復旧計画に関すること。 4 班の被害調査及び報告に関すること。 5 その他上下水道対策に関すること。
応援対策部	応援対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 他部の応援に関すること。

地区本部	地区総務対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する被害調査の取りまとめに関する事。 2 本部会議への報告に関する事。 3 災害時の警戒防備に関する事。 4 警察その他関係機関と協力し、避難の指示、勧告及び誘導に関する事。 5 災害見舞、視察者の応接に関する事。 6 自治会その他各種団体等の協力活動に関する事。 7 特別配置の場合における支所職員の動員に関する事。 8 労働力の応援要請及び供給に関する事。 9 火災、気象警報等の収集及び伝達に関する事。 10 防災行政無線の管理運用に関する事。 11 各対策班との連絡調整に関する事。 12 災害箇所の応急対策に関する事。 13 災害記録の作成に関する事。 14 その他総務対策に関する事。
	地区財務対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有公共施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 応急対策時における支所管理車両の配備及び使用に関する事。 3 緊急物品の購入に関する事。 4 災害対策に係る現金の出納に関する事。 5 班の被害調査及び報告に関する事。 6 その他財務対策に関する事。
	地区福祉保健対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 被災者に対する食糧品、被服寝具その他生活必需品の給付及び炊出しに関する事。 3 関係機関と協力し、被災者に対しての医療及び助産に関する事。 4 被災者の医療に関する事。 5 救護所の設置に関する事。 6 班の被害調査及び報告に関する事。 7 その他医療救護対策に関する事。

<p>地区衛生救助対策班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救助に関すること。 2 避難所及び応急仮設住宅への誘導に関すること。 3 飲料水の確保に関すること。 4 被災地域の防疫に関すること。 5 被災地域の清掃に関すること。 6 死者の収容及び埋火葬に関すること。 7 簡易水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 8 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 9 班の被害調査及び報告に関すること。 10 その他衛生救助対策に関すること。 11 その他上下水道対策に関すること。
<p>地区農林水産対策班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地、林業、畜産、水産、農業施設及び農業用排水路の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農作物、水産物等の被害調査に関すること。 3 ため池及び農業用施設の水位の通報、監視及び警戒に関すること。 4 商工観光関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 班の被害調査及び報告に関すること。 6 その他農林水産対策に関すること。 7 その他商工観光対策に関すること。
<p>地区土木対策班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 都市計画関係の被害調査及び応急対策に関すること。 3 市営住宅等市有建築物の被害調査及び応急対策に関すること。 4 市の管理河川、排水路等の被害調査及び応急対策に関すること。 5 災害復旧対策時に必要な資器材の確保に関すること。 6 被害地への資器材の運搬に関すること。 7 班の被害調査及び報告に関すること。 8 その他土木対策に関すること。
<p>地区文教対策班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校関係、文化財その他教育関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 児童生徒の災害調査及び避難対策に関すること。 3 班の被害調査及び報告に関すること。 4 その他文教対策に関すること。

本部の執務体制

	第1次体制（準備）	第2次体制（警戒）	第3次体制（非常体制）
配備時期	<p>1 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報又は警報が発表され災害の発生が予想されるとき。</p> <p>2 その他市長が特に必要と認めるとき。</p>	<p>1 一部の地域で災害が発生し、更に広がるおそれがあるとき。</p> <p>2 その他市長が特に必要と認めるとき。</p>	<p>1 災害が発生し、市全域にわたり広がるおそれがあるとき。</p> <p>2 その他市長が特に必要と認めるとき。</p>
配備内容	特に関係のある部・班の少数の人員で、情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。第2次体制に移行し得る体制とする。	各部の各班の必要人員で情報収集、連絡活動、応急措置等を実施し、状況により直ちに第3次体制に切り替え得る体制とする。	災害対策本部に関係ある職員全員が防災活動に従事する。
配備要員	<p>総務対策部長（総務部長）、総務対策班長（総務課長）、総務対策班員（総務課総務係長及び同系の職員）</p> <p>農林水産対策部長（農林水産部長）、農林水産対策班長（農政水産課長）、農林水産対策副班長（耕地課長、林政課長）農林水産対策班員（農政水産課及び耕地課の全係長及び部長が必要と認められた班員）</p> <p>土木対策部長（建設部長）、土木対策班長（道路課長）、副班長（都市計画課長、建築課長、建築指導課長、区画整理事務所長）、土木対策班員（建設部の全係長及び部長が必要と認められた班員）</p> <p>消防対策部長（消防長）、第1消防対策班長（消防本部次長）、第2消防対策班長（消防団長）その他部長が必要と認められた班員</p>	第1次体制の配備要員その他各対策部の部長、班長、副班長並びにその他地区本部長及び各対策部長が必要と認められた班員	災害対策本部に関係のある職員全員

<p>上下水道対策部長(上下水道部長)上下水道対策班長(水道庶務課長)副班長(下水道課長、排水対策課長、水道業務課長、水道工務課長)その他部長が必要と認めた班員</p> <p>地区本部</p> <p>地区本部長(支所長)地区総務対策班長(支所総務課長)地区総務対策班員(支所総務課庶務係長及び同係の職員)</p> <p>地区農林水産対策班長(支所産業振興課長)地区農林水産対策班員(支所産業振興課農林水産係長及び班長が必要と認めた班員)</p> <p>地区土木対策班長(支所建設課長)地区土木対策班員(支所建設課管理係長及び土木係長並びに班長が必要と認めた班員)</p> <p>その他地区本部長が必要と認めた班長及び班員</p>		
--	--	--